経済産業大臣 宮沢 洋一 殿

青森県知事 三村 申吾

(仮称)深浦風力発電事業環境影響評価方法書に対する 環境の保全の見地からの意見について

このことについて、電気事業法第46条の7第1項の規定に基づき、環境影響評価法 第10条第1項の環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり提出します。

今後、貴職が行う審査におかれましては、本意見を十分勘案いただきますようお願い します。

## (仮称)深浦風力発電事業環境影響評価方法書に対する 環境の保全の見地からの意見

- 1 対象事業実施区域からの距離が比較的近い範囲に学校、保育園、福祉施設等の環境 保全上配慮すべき施設及び住宅があり、また、対象事業実施区域は、これら施設及び 住宅より高い場所にあることから、風車の影による環境影響について、風力発電機建 設地点の地形等を考慮した上で、調査地域及び予測地域の範囲を拡大することについ て検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 2 対象事業実施区域及び周辺において、水道水及び農業用水の水源が複数存在していることから、表流水、地下水及び湧水の利用状況を把握した上で、工事中及び供用時の取水点における水質及び水量への影響について明らかにし、環境影響評価準備書に記載すること。
- 3 対象事業実施区域には、水源かん養保安林等に指定されている森林が分布していることから、風力発電機の配置等の具体的な検討に当たっては、現状の植生状態について十分な調査を行った上で、保安林に対する影響の予測及び評価を行い、事業実施による影響が予測される場合には、可能な範囲でこれら保安林を避けるとともに、やむを得ず伐採する場合であっても、大規模な土地改変や尾根筋の樹林の伐採を回避又は低減することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 4 渡り鳥、希少猛禽類等の鳥類の調査に当たっては、地元の専門家からの意見聴取等により、事業実施区域における生態を踏まえた上で、適切な調査時期等を検討し、調査、予測及び評価を行うこと。
- 5 対象事業実施区域及び周囲において、魚類及び底生動物の調査地点以外にも溜池等の止水環境が存在しており、池ごとに異なる生物相を有する可能性がある。また、河川において、下流域を調査地点としているが、より上流に生息する動物に対する影響が大きいことが考えられることから、工事に伴う濁水による影響を受けるおそれが大きいと想定される適切な地点を調査、予測地点として選定し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 6 対象事業実施区域周辺には、世界自然遺産に指定されている白神山地が存在しており、事業実施に伴い、白神山地からの眺望に影響を及ぼすおそれがあるため、調査及び予測を行う主要な眺望点として「風車の丘白神展望台」を選定しているが、この地点は世界自然遺産区域外であり代表的な地点と言い難いことから、適切な調査及び予測地点を選定した上で、環境影響評価を行うこと。

- 7 対象事業実施区域には、ブナクラス域代償植生のうち植生自然度の高いオオバクロモジーミズナラ群落等が存在し、重要な自然環境のまとまりの場となっている。そのため、主務省令(平成10年通商産業省令第54号)の参考項目とはされていないが、「工事用資材等の搬出入」及び「建設機械の稼働」による接触事故等により、動物への影響を及ぼすおそれがあることから、これら工事の実施に伴う動物への影響について、環境影響評価項目として選定することを検討し、その結果を環境影響評価準備書に記載すること。
- 8 環境影響評価の手続中に、重要な動植物が確認されるなど新たな事実が生じた場合は、専門家等から意見を聞くなどにより、これらの種の生息・生育環境に対する 影響が最小となるよう適切な環境保全措置を検討し、その内容を環境影響評価準備 書に記載すること。